

松江藩士に関する実録『宝武実情記』（上）

田 中 則 雄
（島根大学法文学部）

摘 要

『宝武実情記』は、一七六〇年代に起こったとされる、松江藩士による敵討事件に関する実録である。本作には、特に事件の経緯、人物の捉え方において、実録としての様式的特徴が認められる。

キーワード…実録 近世小説

はじめに

『宝武実情記』は、松江藩士による敵討事件を描く実録である。宝暦一二年（一七六二）五月、村本左仲太が早川源蔵に討たれ、その弟左源次が敵討を志し、美作国勝山で源蔵を見出すも、卑劣な手段で返り討ちに遭う。横死した兄弟の父村本九右衛門の友人瀬村寛右衛門は、既に亡き左源次を敢えて養子とし九右衛門から貰い受けたとした上で、敵の行方を求めて諸国を廻り、終に石州津和野で源蔵を見出し、決闘の末討ち取るという話である。

本作の伝本は、底本の国文学研究資料館蔵本の他に、新潟県胎内市

山陰研究（第十二号）二〇一九年十二月

黒川地区公民館蔵本（国文研マイクロ資料に拠る）を知るのみである。実録としての特色については、次号において改めて考察する。本号には、「高田村庄屋并百性被召捕事附五人組万助白状之事」の章段までの翻刻を掲げる。

〈書誌〉

- 底本 国文学研究資料館蔵。一冊。請求記号、ヤ3／120。
- 表紙 薄香色、無地。二四・三×一五・八糎。
- 外題 「宝武実情記」。
- 内題 「宝武実情記」。
- 行数 每半葉九行。

○末尾(終丁裏)に、「美代多大屋／高橋氏」。後表紙に、「青市村／岑田氏」。近世後期の写か。

〈凡例〉

- 一、漢字は原則として現在通行の字体を用いた。
- 一、誤字・宛字は原則として底本通りとしたが、適宜、本来あるべき字に正して()に入れて示し、あるいはそのまま残して(ママ)と傍記した。なお単純な誤りについては、断らずに改めた所がある。
- 脱字は()に入れて補った。
- 一、仮名の濁点は新たに施した。
- 一、振り仮名は原則として底本通りとした。
- 一、底本には句読点がなく、翻刻にあたり新たに施した。
- 一、底本には丁付がなく、翻刻にあたり通しの丁付を(一才)の如く示した。
- 一、会話(心中の語も含む)に相当する部分を「」で括った。

翻刻を許可された国文学研究資料館に謝意を表す。

宝武実情記

村本九右衛門物語之事

夫善悪共に我一身より起りて禍福其身来といへば、只心正して礼義専に我人共に安穩ならん様に心懸け肝要とかや。爰に出雲国の大守松平

出羽守殿家士新井伝右衛門とて、奉録五百石にて番頭あり。其組下に式百石にて村本九右衛門と云者あり。其身貞実の間かくれなく勤仕しけり。男子式人あり。兄は左仲太、弟は左源次とて、兩人共に武術の達者、殊に父にひとしく真(一才)実の者故、人交もいたしけるとぞ。然に宝暦の始めの年、父九右衛門聊の誤りより父子共に永の暇給りけり。斯旧代の主君にはなれ参らせしも運のかたむく所也。此上は二君に仕へまじとて、同国島根郡笠の浦と云所に瀬村覚右衛門とて、右朋友有ければ、なつかしく思おもひ尋もとめたひて始終物語しければ、覚右衛門も哀に思ひ、「武士の上には珍めづしからぬ事也。我迎も当所の主に仕へし身なりしが、御存の如く、一家共の誤り故我等も咎をうけ、此所に蟄居し此渡世をいとなみ候也。然共人間の運は天(二ウ)に有り。短慮こふをなさずと申候へば、又候首尾仕合なり帰参杯と申事も有間敷ものにて無御座候へば、只いつ迄も御氣長に御入候様。又貴殿とは別て無他事いたせし事。夫故御尋下さる段、近頃以大慶に存候也。此上は万事心置なく致さん」と他事なくこそは被申けり。九右衛門申様、「此上貴殿幾重にも頼入申候」とぞ。則貯置し所の金子を出し覚右衛門が世話にて田地少々求め、其所に住居しける。然ば父子共に賤き姿に身をやつし、手なれぬ業に身をこらし、太刀はすきとかへ(二才)弓はからすきのねりとなし鐘は麦打竹と替り果たる世の中、きのふ淵も飛鳥川哀れなりける次第なり。扱覚右衛門もいよく他事なく入魂して、そちこちと差別もなく取遣して年月を送りける。有時に覚右衛門は九右衛門が宅へ行四方山の咄しの序に申けるは、「貴公の御子息御兩人共天晴ゆ、しき骨柄也。ありのまゝにて指置事いかにも心外成事也。何卒能主君がなあれかし。有付させたきもの也」と申されければ、九右衛門申様、「彼等兩人も二君に仕へまじと申存念ゆへ、

(二ウ)斯の如く身を退き申候なり。思召の程は身に取て何程か忝存候得共、寔にかゝる業を仕り安樂に暮成。能々古へを思ひ廻し候へば、主君に仕へ候身の上ほどあやうきものは御座なく、これ下世話にも武家の勤仕は劍の上を飛がごとくと申通り、たとへ其身貞心に数年勤ると云共、皆人共に運の傾く時は聊の誤りなど出来まじきものにもなし。少々の誤りとても通れざるは宮仕なり。殊に拙者などのよふに老年に成若し流浪の身と成行候へば、妻子迄も難義か(三オ)けんも計りがたし。左様に計り申候ても世間つらく御座候へば、兎角身すぎ程安樂にてこびへつらいたる事もなく、氣儘におきふしも自由なるものはなし」と申ければ、覺右衛門、「成程仰の通りなり」とて打笑ひ、数刻噺して帰りけるとぞ。

朝日寺観音靈夢之事

同国秋鹿郡の内永井村と云所に金光山朝日寺とてあり。前に湖水をかまへ、又境内云計りなき靈地なり。殊に本尊は正観音恵心僧都の御作(三ウ)にして靈驗あらた也。参詣の男女くんじゆ市をなしける。当時開帳とて、常にことなる賑ひにてぞ有ける。比は宝曆十二年四月十八日の事なるが、村本九右衛門も参詣いたさばやとて、笠の浦より観音の靈地へは道法四五里も有けるを、未時に宿を立出参詣し、我身の上子孫はん栄の祈事、終に夫より風景悉く見終りて立帰りぬ。されば老足にて草臥強、夜飯のしたくや行水などそこ／＼に仕廻て休足しける。昼の草臥にや、(四オ)前後忘れ打臥ける。夏の夜はふすかとすればほとゝぎすなく一こゑにあくるしのゝめと古歌の如く、程なく夜も明ければ、手水などいたし兩人の子息をまねき九右衛門申様、「さて其方

共へ申聞す事有。夕べは我観音参詣の草臥にて前後を忘れ打ふし、夢中にて彼靈地へ参詣し暫拜礼する所に、靈前より「九右衛門く」と呼声聞へければ、はつと頭を上げて見れば、正観音の靈現まし／＼て宣ふ様、「善(四ウ)哉く。汝能も詣づるものかな。不便や、汝俸兩人の内壹人近頃に愁有べし」と、「能々慎むべきや此事也。若此事疎に聞なすにおゐてわ、いよく大事なるべし。随分信心怠るべからず。我日比汝が貞実の心ざしをかんで、汝にまみへ此事告るなり」と宣ふ御声計りは九右衛門が耳の底にとゞまりて、御かけかきけすごとくになり給ふと思ひし夢の内に、鳴鳥のこゑに驚き目ざめて見れば、靈地にあらず我家也。(五オ)さて／＼ふしんの靈夢かな。さるにても我日頃信じ奉る心ざしを哀れみ給へての靈夢ならん。難有次第也。汝らも此教を守りて呉々他行夜行有べからず」と申ければ、兩人承り、「扱々難有御告かな。靈驗いちじるしきよし伝へ聞しが、斯はありしと疎意に打過申候。此上御礼のため兩人共に参詣仕りて」と申ければ、九右衛門申様、「尤の願なり。去ながら観音のかくまで託給ふ事也。殊に遠路事なれば、若も道に(五ウ)ていかなる事も有べくも計りがたし。先当分は無用に候。只何国にてもあれ、心意にて拜礼する時は、仏神納受あらん事なし」と留ければ、兩人共に、「左様ならば」とて其時はうちやみぬ。され共靈夢の有がたき儘、その儘に打過がたく思ひて、兩人又候其明の月参詣の事父へ願ければ、「いか様月も越たれば、くるしかるまじ。殊に日頃信ずる事なれば、御礼参りに参詣致べし。併し明日は仕かけ置たる急ぎの用事も有事なれば、壹人参り(六オ)候様に」と有しかば、「然ば拙者参詣仕らん」とて、兄左仲本身拵を(し)て立出る。如何したりけん、門を出ると石につま(づ)き倒ける儘、家内驚き、「何事」と立出ければ、「石につまづき申候」と云け

れば、「けがはなきや」と有ければ、「御案事下されまじ。さらば参詣仕らん」とて、足をはやめて立出る。其行先に敵のま(ち)て有こともしらず、告もつまづきもそれぞれとも露もさとり得ぬことぞ、凡人のあさましさよと、左仲太死後に此事皆(六ウ)人申あへり。

村本左仲太途中喧嘩之事

去程に左仲太靈夢の御礼参りと号して、五月廿日に参詣し、拜礼事終り景色見廻り、夫々麓に下り茶屋などに立寄暫く休足し、「さらば立帰ん」と道をいそぎければ、暫の内濱定をも打過て天林山と云ふ所に至る。此所は靈地よりは道法二里余りもあり。しかも一方は海也。上はけわしき山坂にて道も難所にて一騎打の所なり。並木の松も茂り、(七オ)物淋しき所なりける。然るに此松が根に侍四人大道へ足をなげ出し、海の景色を詠めたばこをくゆらしける。「我も見捨ても口惜き事也。さらば立寄て火の無心せばや」と思ひ共、靈夢も有、親人の待兼を思ひ、少しの隙も取がたしとて、彼侍に「御免」と断通りか、りにしに、せまき道の事なれば、ふと当ると、ふと「何者なるぞ。慮外成りし」と起上れば、左仲太申様、「心急ぎ候故存の外なる無礼、一向御免可被下候」といんぎんに詫(わ)げられる。「見れば九右衛門が倅(七ウ)左仲太、汝(デ)武士を足蹴にして御免で済や。我に意趣ばし有ての事か。返答如何」といへば、「こは思ひよらざる御仰。全く其許様へ意趣有ていたせし事にては御座なく、心急ぎたゞ思ひよらざる不調法、真平御赦免可被下候」と詫ければ、四人の者口を揃へ、「汝が親非義非道成者故御前の首尾悪敷追出され、今身の置所なきま、に、我々に喧嘩を仕懸けいふくをはぎ取らんとのたくみ成や。大盗人大がたり

め」とあく迄にの、しれば、左仲太むつとせしが、堪忍はこ、成ぞと、猶も手を下げ詫けれ共、いかなく聞入ず。「かゝる無法成(八オ)者に出合今打はたさ(ざら)ん事の残念至極」といへば、「やあぬかしたり。己れ仕かけ無法者とはあんがいなる一言。其舌の根を切させん」と四人一度に切てかゝる。「心へたり」と扱はなし、劍術手練のはやはぎにて、受つ流つ上段下段弓手へなぐりめてへ払へ、爰をせんぞとあせにひたし切結ぶ。四人の者剣術達者の左仲太壱人を持あまし跡へくくと引退く。猶も追懸け戦ふ所を、いつの間にかは壱人跡へ廻りてはしと切。左仲太運の極めか、肩先四五寸切下げたり。振返るを眉間へ切付け(八ウ)れば、左仲太も今は是迄也と、死もの狂ひになぎ立ければ、四人の者共も手疵おひ、流る、血は時ならぬ紅葉のてりは、目ざましき戦なり。扱爰を先途と働ども、眉間の血しほ目に流れ入今は前後の見わけもさだかならず、殊に相手は大勢、前後左右より切かければ、あやうくこそは見へにけり。然るに観音参りや、大勢うたひさゞめき来る声聞とひとしく、四人の者共、「すは人の来るぞ。見付られなば後日の難義。何卒早片付ん」といらつて切込太刀共(九オ)を受はづし、けさにした、か切下げられ、たまりもあへずどうど伏たるを、おこしも立ず乗か、りぐつとつき込とめめの刀、其儘息は絶入てあしたの露と消にけり。無残と云も余り有。次第に近付人音に四人の者はあわてふためき、行方しらず落失けり。程なく観音参詣の者共大勢つれにてさんざめき通りか、りける所に、細道に倒伏たる死骸を見て、「こは如何成人の死骸かな。見れば今切られしと見へたり」といへば、大勢の中より壱人立寄て死骸に(九ウ)手をあて見て申様は、「未だあた、まり有。され共能々見ればとゞめ迄さし、最早息切たり。さてくむごき切様かな。何国如何成もの、しわざやらん」と云つ、

見捨て行過る。斯て九右衛門は左仲太が帰りの程おそれれば、案事煩ひて忍びたへかね尋にぞ出けるが、大勢の者咄しながら通りけるを聞て、若や我子にてはなきかと、はや氣遣にて、傍近く立寄、「そこつながら尋度事有り」と申ければ、何事やらんと大勢の者共立とまりぬ。九右衛門申けるは、「別義にてもなし。其元達は観音(十才)参詣の人と見受たり。若左様にてはなきや」と申ければ、「成程左様にて候」。然ば此道筋にて年頃廿七八の侍に出合申されずや。今又咄しにせられし死骸とやらは何れに有や」と尋ければ、大勢の者申けるは、「其死骸は濱定の天林山」とぞ申ける。九右衛門は聞よりも、「若や我子なりけるか」と髪も逆立思ひにて、飛がごとく彼地へぞ急ぎける。程なく九右衛門は天林山(に)至りそこか爰かと尋し所に、聞しにたがわづ細道に倒伏たる死骸有り。立寄見れば我子成ければ、大きに仰天し、(十ウ)「さてく死なしたる残念や。いくくも御告の有けるをよそに聞なし、剩相手もしれず、若者を犬死させし口惜や。せめて相手をしりたや」と、虚空をにらみこぶしを握り大地をたき死骸取付、「左仲太く」と声を上げ男泣ぞないつくやみつあこがれしは、哀といふも中々云べき言葉はなかりけり。人の親の心はやみにあらねども子を思ふ道(に)迷ひぬるかなと言古歌の心に思ひ合て、聞人涙をそへにけり。九右衛門泪の滴より心付、則右之段々役所へ「御詮義下さるべし」(十一才)と願出ければ、則検使として永井江太夫、栗田丈右衛門兩人来り、段々聞届、扱疵口を打返く相改る所に、死骸の下え鼻紙袋入有しかば、九右衛門に見せ候て、「左仲太所持の紙入哉。見分けられよ」と有し故、取上見れば、覺なし。中を開き見れば、書付数通有。其文言は、「弥御堅固奉珍重候。然ば日外鳥渡申だんじ候一儀今宵初申積に御坐候ま、貴様御出被成候様待入候。早川源藏

様 亦西九藏殿」。書翰或は請取書付杯、其外悉く早川(十一ウ)源藏様との書付なりければ、検使役人申けるは、「其書付入し紙入死骸の下に有からは、相手は早川源藏と見へたり。然ば此書付こそ正敷紀べき種にも」とて、役人方へ取納られ、夫より役人九右衛門に向、「貴殿御勘気の身となられ、其上かゝる災難、御愁傷察入申也。只今も申ごとく御座候へば、死骸は此儘捨置れまじ。早々引とられ先仮埋になされ置、後日御待かべし。又拙者共御前は宜しく執成申べし。扱々氣毒なる次第なるかな」とて、検使は逐一(十二才)見届せられ帰りけり。九右衛門も泪ながら我子死骸籠にて引取、菩提所洞光寺へ仮埋となして、父子共に無念の泪せきあへぬ有無の御沙汰をぞ待けるとぞ。

早川源藏出奔之事附り村本左源次敵討願之事

去程に村本左仲太は五月廿日不慮に討れ、未だ相手も定かに知れざり。然共早川源藏と印せし書通の入し紙入死骸の下にあり。事如何にも(十二ウ)いぶかしく、先源藏召寄右之段々相尋候上の事とて、則永井江太夫分、「早々出られ候様に」と源藏方へ申遣しければ、返答には、「唯今は以使者申上ると也所也。何様御返答は此方分唯今申上べし」とて、使者を返しける。程なく源藏方分江太夫え川岸与右衛門と云者来る。案内して申けるは、「私義は源藏家来にて御座候。唯今江太夫様分主人方へ罷出可申候旨被仰下候所、主人源藏昨日罷出今帰り不申候。尤之心当の所々又はしたしき(十三才)所を尋見申候得共、相知れ不申候。夫故御返答仕候事も難成当惑仕罷有候所、私参上仕御断申上候様と奥方申付、右之段可申上ため参上仕候。此上猶々相尋可申候得共、逆も只今御用の間には相申間敷候」と申置てぞ帰りけ

る。則此趣江太夫聞届け、丈右衛門に向申様、「昨日分申ごとく兎角相手は源蔵に事極り、既に昨日罷出今に帰り不申よし、殊に心当の所々さがせども見へざるよし。其上此紙入を落せしゆへ事のあらわれ(十三ウ)なん事をおそれて出奔と見へたり。兼而無道成ものと聞及。然ば日頃の悪心増長して人の敵となる事を天道のしりぞけ給はん為に、計らず紙入の証拠を落さしめ給ふ。是則己が科を己と落す証拠の紙入にて相知りたり。皆是己が悪心一時に顕れ天罰の程恐しき次第なり。かゝる悪事の者を打捨置なば、何国にもあれ此後悪事仕出しなば、主君の御名を引出さんも計がたし。急ぎ此事追手を掛、召捕吟味を遂げや」との相談にて、則右之段具に申上げる所、一々殿にも聞召(十四才)れ、「成程申条無道成源蔵が仕業なり。急ぎ尋出し吟味を遂げし」との仰ゆへ、役人其旨畏て先近国へ追手をぞ遣しける。然に左源次も永井江太夫(へ)一通の願書をぞ出しける。文言には、「私義御勘気の身を以御願申上候事憚多奉存候得共、此度兄左仲太義濱定天林山におゐて横死仕候。其節早川源蔵所持の紙入死骸の下に御座候所、其身は出奔の由承り申候。然ば相手と奉存候。依之源蔵行衛相尋実否を正し、弥相手に極り候て兄の(十四ウ)敵に相違無御座候はゞ、何卒一太刀恨申て左仲太執を晴させ申度奉存候故、御勘気身ながら忍兼而御願申上候。何卒敵討仰被下なば難有仕合に奉存候」と相認め永井、栗田の兩人えぞ差出しける。兩人も左源次が願之趣聞届、心中尤至極と察ながらも、流石に役義なればしき詞もかけがたく、されども願の筋は聞届、夫より執成して申上る所にもきこし召れ、「一旦不興の者なれば義心抛なき事にて、其意に任せよ」と仰有けるとかや。さて此趣兩人左源次を呼出し申被聞けるは、難有御請申上、「是偏に(十五才)各様の御情国主の御慈悲」と、御城内の方に向ひ拝礼

し、兩人(に)も厚礼義をのべ、天にも上る心地して宿所へ帰り、親九右衛門にも斯と語しかば、九右衛門も大きに悦び感涙を流し、「さて〳〵難有御慈悲かな。我不興の身の願なれば叶まじと悲しく思ひけるに、かくまでの御恵、返す〳〵も難有次第なり。汝も必々国主の事をおろそかに思ふべからず」とて、泪ながらに語ける。左源次も、「仰之通承知仕候。併願之筋は存念の通相叶難有次第、言語に絶し候得ども、(十五ウ)爰ひとつの難義は親人の御身の上也。我出立の跡にては物事不自由さぞ〳〵便なく淋しくや覚すらん。是耳案事候也」と申ければ、「何条案事候事更々なし。我は兄弟同前に致す瀬村が方へ行、其方が帰りのほどを待べし」と被申しが、「左様ならば」とて、則親子同道にて角右衛門宅(へ)行段々の次第願叶し事迄も覚右衛門へ嘶ければ、「夫は重畳。親人の事は少しも案事給ふまじ。随分疎意なく介抱し、生死も共にと存拙者が心底に御座候へば、(十六才)必々心残なく御出立御本望遂、追付目出度悦の顔見つ見られつ致べし」と懇にぞ申ける。左源次大きに力を得、「扱々思召身にあまり忝し。然ば幾重にも奉頼」とて、父九右衛門が事は覚右衛門に頼、家宅をも相片付路用金を腰に付、父〳〵譲りの重代を腰にたばさみ、「追付源蔵に廻り逢ひ本意を遂て立帰るは悦の顔拝し申べし」とて、覚右衛門にも懇に暇乞して、笠かたむけて立出ける。哀なりける別なり。人々も見送りて袖をしぼりけるとなり。(十六ウ)

源蔵妻子蟄居之事

斯而村本左仲太を討しは必定早川源蔵と事極まれ共、其身出奔し行衛知れざりければ、先源蔵妻并倅源之助女子きみ三人のもの共へ下さ

れ、知行屋敷をば召上られ、則大原郡畑屋村と云所え蟄居被仰付けける。夫々親類共へ閉門被仰付けけるが、五十日程も過て御免有ければ、一家共は勤仕いたしける。扱畑屋村之内には胸を驚す高山有。此山を雨降りだけと云、(十七才)下には大川有。や、もすれば此川土堤され、又後の山くずれ落て田畑損す事珍らしからず。此所は是國中の蟄居場に而甚あしき所なり。然るに宝曆十三年^(三)午七月十四日終日の大雨風しをつくがごとくなり。其時畑屋村の雨降りだけ殊外くづれ落ける。是よ因果は車の廻るより早しとやら申ごとく、源藏妻子が住家も流れけり。又三人の者も如何成しやらん、岩木の下にも又は流しか、其形見へざれば、其翌日になり村役人共寄合て申様、「早川源之助様住家は儘に(十七才)流しが、三人の衆は如何成しやらん見へず。随分氣を付申べし」とて相尋させ候所、其翌日の昼頃川下にて三人の者死骸見付たり。則右の趣役人へ知れければ、早速役(人)共来り死骸相改る所に、殊の外石に打れ損じ有ける。則村役人此段訴ければ、檢使下り段々見届られ、事相濟ければ、則源藏が悪事天道にくみ給ひて早くも其妻子にむ(く)ひける、天罰の程おそろしき次第とぞ評しける。

左源次敵源藏を尋る事(十八才) 附源藏に出逢ふ事

去る程に左源次は兄左仲太源藏に討れしかば、無念限なく、「何卒仏神の庇護にて廻り逢ひ敵を一刀刀恨みて修羅の妄執晴させん」と矢竹心を張つめて、そこよこ、よと尋さまよひ、敵の有処を求めんと心を尽ぞ哀なり。先隣国なれば、伯耆の国を心懸米子の城下に四五日逗留して尋しかば、夫としるべき便も無。夫々同国の内にて大山権現にて有。是は御朱印地にて亦毎年四月廿一日より同廿六日迄、六月十四

日より十六日迄御(十八才)祭礼なり。又常にも殊の外繁花の地にて参詣の絶る事なく賑ふ所也ければ、兎角人立多所にて諸人の噂を聞まほしく思は廻り逢ふ事もやと、爰にても五六日間参詣ながらに尋けり。夫より因幡堺に至り赤崎と云所有り。此所は諸国廻船入津の所也。爰にても四五日あしを留、夫よりは溝口、仁部、根宇、板井原とだん／＼城下外賑ふ地には逗留致し、急がぬ旅と思へども日数に付て行程に、新庄、上加茂など云所をも相過て早や美作の国勝山の城下にぞ着にける。爰に(十九才)ても十日計りも尋けれどもしるべき便もなし。そこにて思ひ付しは、もしや備前の城下へ落行しもやとて、勝山の城下今備前の城下十八里の間川船にて通路致所なり。さらばかしこを尋てみると、ふなばたに涼み船頭共に彼^(は)是云内、又兎人侍と見へ、深あみ笠にて来り、是も備前へ行者のよしにて船頭と物云をちらと聞付、又姿を見れば、顔は見へねども姿物ごしは敵源藏に其儘なりければ、若やそれかとのぞき見る顔、向ふも見付て其儘に立去りぬ。左源次(十九才)思ふ様、「心得る事かな。何共心にくし」と思ひて、船頭共へも断を云て跡をしとふて追懸けしに、最早何国へか行けん、行方を見失ひける。左源次無念のこぶしをにぎり、「必定源藏ならんに口惜き次第なり。さはあれ命かぎりに尋出し、やはかに討果で置べきか」とて心を碎きて尋けり。はや秋の日の短き事なれば、遠寺の入相告日頃になりける。所不案内成道にさまよひ、勝山より久世村と云所の間殊之外難所也、これえ行懸りしが、終日欠廻りし事なれば心身つか(二十才)れ、是にて叶ふまじと、宵を明し明日ぞや尋んと宿を求むれ共、兎人旅の者は留がたしと申むづかしければ、如何せんと思ふ所に、山の絶頭に玉藻権現の宮有り。其傍に辻堂有ければ、是幸ひの^(マ)と宵のやどりと、草鞋の緒とく／＼打臥休けり。斯て早川源藏は昼左

源次を見付、「かれ我を兄の敵と思ひ討んとて来りしものならん」と察、何卒かれをも討度見へ隠れに跡をしとふて玉藻権現の傍辻堂に居るを見届け、「闇打に討たんと思ひ共、剣術手(二十ウ)練の者なれば、なか／＼我力に及ず。其儘に捨置ては我何国へ行ても帯をといて寐る事ならず」と思ひ、悪者共四五人かたらひ玉藻権現の社内に入て仕度をぞ致ける。斯とはしらず左源次は昼の草臥強く能寐入し所に、時分はよしと源蔵は辻堂へ来り様子を窺ひ内に、左源次は峯吹風に目を覚しける所に、忍び来る者有り。すかし見れば源蔵也。天の与へと飛ばばかり嬉しく、起上て、「夫なるは源蔵殿にてはなきか」といへば、「成程源蔵也」。「御辺古郷天林山におゐて我兄左仲太を討留られし事、紙入を落(二十一才)置れ露頭せん事を恐れての出奔と見へたり。夫而已ならず今日勝山の川岸にて逢し時はづされしは、慥に御辺なり。我兄を討し事覚なくては斯のごとくの振廻はあるまじ。然逆ものがれざる所也。尋常に勝負あれ」と申ければ、源蔵少もわるびれず、「成程御辺が兄我に慮外致せし故討捨しに相違なし。斯踊る上は尋常に勝負をけつせん」とて、互に仕度致し双方共に抜はなし、爰ぞ大事と立向ふ。兩人互に手練の早業請つ流しつ戦ふ内、源蔵が助太刀に頼し者森かげより(二十一ウ)遠矢にて射て取んと左源次を見懸け射かける矢は、左源次が肩先にすつばと立。され共左源次事共せずかなぐり捨て戦ける。又もや射かける矢は左の眼に当りける。それにも心臆せずして、爰を最期と戦ひける。助太刀共矢種や尽たりけん、森影より四五人懸出抜つれて左源次目懸て無二無三に切てかゝる。左源次も是を見て竜虎の荒たる如く四方八方なぎ立／＼働ける。され共荒手の者共入替り／＼切込太刀に数ヶ所の手負、中々大勢なれば叶べしとも見へざりけり。猶もつので付(二十二才)込／＼切掛る。左源次運の

尽にや、石につまづきたじろぐ所を、付入てぐつと一太刀指通す。たまりもあへずたをるゝを、透さず寄て、無念とだにも云さばこそ、寄て懸てとゞめの刀、其儘息は絶にけり。「仕済たり。去にても長居は無善」と悪者共行方しらず落失けり。

村役人左源次死骸蜜埋事

斯而九月三日夜相手知れず見知らぬ死骸のむごく切られて有り。此儘には指置難く、玉藻権現の神主方高田村庄屋方へ申遣しける(二十二ウ)は、「我等願所境内にたれ共知らず数ヶ所疵を負し死骸有。今朝の神拝に上り候時見付申候故、御しらせ申候。早々御出御吟味之上、御片付させ候様に」と申遣しければ、庄屋年寄共大きに驚き、「如何成者の仕業、何国の人か村の騒」とつぶやきながら行て見れば、告来りしに勝りたる死骸の有様。先村の者共へ指図をなし、死骸を打返させ疵を改め居る所に、肩先に五ヶ所、手に六ヶ所、腹にも刀疵、矢三本立、足にも数ヶ所有、顔の内明所無程疵有也。又死骸のそばに矢十(二十三才)本余りも有。扱所持の者相改る所に、身には郡内緋のお納戸茶染の袷、紋は丸に抱茗荷、下には秩父緋袴を着し、帯こはく島也。刀は無名脇指は備前の長船にて何れも立派の拵へ、鼻紙入羅紗を開き見れば書付書翰数通有り。一々吟味の所、不残村本左源次様と書印たる者計なり。何国の人か知れ難し(と)云所に、守袋と見へて少き錦の袋有り。「ひらきて見よ」と有し故、心得てひらき見る所に、守りの内に大文字にて印せしもの有。読を聞ば、「兄の敵も君父の仇にひとし。討得ずん(二十三ウ)ば共に天を戴ずと印。其脇に、出雲国島根郡笠の浦の住人村本左源次と有」など読も終は(ら)

ず、庄屋年寄口を揃へ、「扱々生国其書付にて相知れたり。夫に付此人侍として斯討る、事、是全く敵討に出し所敵に出合返り討に逢しと見へたり。此亦弓矢にて殺せしはだまし討に極たり。いづれもいかん」と云ければ、「成程御尤千万に存候。去にても此死骸この儘捨置れまじ。如何致べきや」と申ける。「どふと云て死切し者の事、返り討に逢たら如何云も推量計。(二十四才) 然ばなま中に此死骸先へ送り届け、若又如何返答あらんも難計。兎や角やと持扱ひなば、甚村の困窮難義の基ともなりなん。所詮此事知れたるは村中計也。兎角隠密にして埋たり共、後日何之詮議か有ん。又生国でも煩ふて死つらめと思ひ居るべし。何事も知らぬ振にて隠密にして埋、銘々が妻子并に村中奉公人に至る迄深く口留するにしくはなし」と申ければ、情も道も知らぬ者共、「此義究竟の上分別」と談じ合て、其日ひそかに左源次が死骸薦に包(二十四ウ) 社地の下成谷間の草陰に埋隠せしが、後日の難とは鏡に写して見へにけり。扱左源次が無念の魂ぱく中途に流浪せしやらん、此山其夜今もへ上り、泣声頻りに聞へければ、所の男女恐れわななき、庄屋共も、「扱は彼死骸の靈うかみ兼て斯のごとくもへるやらん。扱々もつけなる事や」。最早程過去の事なれば、訴へにも出られず、色々工夫せし処、漸々思ひ付、「頼みに思ふは当寺住僧計也。惣じて昔々死霊をしづめしは皆僧行也。さらば」とて、当(二十五才) 村内に光徳寺とて有り。住僧は円覚和尚とて学意有る僧一寺納有れば、八右衛門急ぎかしこに行き和尚へ段々の次第を蜜談し、「扱々難義仕る事也。殊には死骸をうかめ、又村中の愁ひをすくひ給ふ事偏へに和尚の御胸に有り。ひたすら奉頼」とて申ければ、和尚始終を聞いて打驚き申様、「扱々其元は一村の世話も被成程もなきそこの取捌を致されしなり。近頃笑止千万也。此事外後日に頭れ来らん事必

松江藩士に関する実録『宝武実情記』(上) (田中則雄)

定也。若頭は来れる時は如何被成候思召哉。成程御(二十五ウ) 頼みの事候得ば浮みかねたる死霊は仏経にて一旦しづまる共、村の騒乱は遠かるまじ。気の毒千万なる事かな。とくく御心案被成べし。御為を存候拙僧故、過言をも返りみず申条御立腹も有べきが、如何思召違の御捌や」と和尚甚いかりて被申ければ、庄屋八右衛門大きに赤面して、「下主の智恵跡かくとやら申如く、後悔は何程なき事也。兎に角死霊を一先しづめ被下かし。又候寄合候て工夫致し申べし」とて、しほくとして庄屋は我家へ帰りけるとぞ。(二十六才)

百姓八助訴人之事

去程に左源次死骸を庄屋八右衛門隠密に取捌せし事円覚和尚以外に恥しめ、「後日に頭べし。思慮せよ」と云はれし事に胸打驚き、「此儘に捨置なば如何成浮目か来らん」と、事過て又候百姓性と語りしかば、是を聞百姓共も初て心付、「成程御尤。兎角につけ千万なる事」とてはげあたまをかきて工夫をこらせ共、能き思案も出ずとて、あうこふと其事計りに取懸り、野山の所作はなげやりにて毎日く寄合けるとや。又其年も(二十六ウ) 大風雨にて田畑の作共宜しからず。小百姓などは飢饉に及、庄屋方より年貢をせめらる、したく有しとぞ。扱其村内に八助といふ百姓有。是は別而貧窮なるもの成しが、去年妻子の長煩ひに少々田地の内を是非なく払ひ薬料となしたる甲斐もなく、其年の暮に無常の風にさそはれ、其上ならず長無子供は兩人迄有り、又当年の不作にて不納しければ、庄屋も年々の不納云立田地をば年貢の替りに我が方へ無理無体に引取、有無をば(二十七才) 我等に云せず所を払ひける。是も非道なる捌なりと、其節も庄屋が捌の程を悪まぬ

ものはなかりしとかや。扱此しぎ泪ながらに式人の子供の手を引近郷へ行、仕業も急に成兼、門立して其日くを送、父子の露命をつなぎけるとや。八助、「思ふ様に稼なば上納もなるべきものを、いかにしてもむごき庄屋が仕方かな。何卒此うらみ折を得て仕返しくれんもの」と朝夕思ひ暮しける折から、庄屋八右衛門が此度の事誰いふ共なく日毎の寄合して、「高(二十七ウ) 田村にては侍が切られてありしを、庄屋隠密にして権現山の下へ薦に包埋しとの事なり。扱々不得心成仕方」との取沙汰等流布しければ、其噂を聞とひとしく八助、「是究竟の事。去ながら此事若虚談もや」と、あなたこなた聞合処、高田村にては毎日寄合して埋し事顕れ来らん時の工夫耳ぞと聞て、高田村へひそかに行て見るに、聞しに違はず寄合相談有体なり。数日聞合する所に弥々違なきとの事故、今はとて身拵し勝山(二十八才)の奉行所へ欠込、一通の訴状をぞ差出しける。文言に、

乍恐奉申上口上

私義は元高田村に住居仕候百性にて御座候所、下地貧賤之上、妻永々煩に而去年相果物入等多、殊近年之不作にて勝手ひしと差詰り申候故、存之外不納仕候。迷惑奉存候。然る所高田村庄屋八右衛門段々御上納取立之段尤に奉存候。色々相断、「何卒稼申候て上納可仕様心懸可仕」と申候所、一向承引無、(二十八ウ)「夫もいつとの当も無之事也。兎角御年貢の替りに田地を上げよ」と申候故詮方なく、当地隣国に罷在可致様無御座候ま、乞食の身となり悲しき渡世仕候。是に付ケ様申上候事恐が間敷奉存候得共、九月三日高田村玉藻権現境内にて侍壱人相手知ず切倒され御座候を、捌も六ヶ敷由申隠密に権現山の下谷間へ埋申候段、慥に風聞仕候。惣而ケ様成捌等儘御座候事に、村中小百性一様に難義仕候へ共、時に連て村中の者悪ながら堪忍

仕罷在体にて御座候へば、弥我意に(二十九才)つのもり、此後いか様成所の難渋仕出し申さんも難計奉存候。乍恐御慈悲を以御吟味の上村中安穩に相成申候様に被為仰付被下候は、難有仕合、偏に奉願上候。以上。

九月廿七日 本高田村 百性八助

読終て役人申けるは、「八助とは其方や」と尋ければ、「成程私にて御座候」。然ば此訴状弥相違なきや。若虚言をかまへ役所を軽しめ元もしれぬ事申出るにおいては、其方が身の上の大事成ぞ」と申され(二十九ウ)ければ、「何かは以偽りを申上べきや」と申ければ、「然ば聞届たり。扱其方は此事落着致迄は証扱の者也。夫繩を打獄屋へ引と有しかば、心得取手の者共立寄て高手にしぱりける。又役人申けるは、「其者此方より呼出す迄は大切の囚人なり。随分心を付よ」と申渡し、獄屋へこそは引せける。

高田村庄屋并百性被召捕事附五人組万助白状之事

去程に美作国勝山の城主は三宅備前守殿、(三十才)町奉行所、高田村百性八助庄屋八右衛門が非道なる取捌致せし段申出ける故、其身則召捕られ、猶庄屋其外の者をも召捕吟味有べきとの事にて、則其翌日廿八日高田村捕手を遣され、則庄屋八右衛門、年寄万右衛門、五人組并頭百性五人、以上拾式人、高手小手にぞいましめける。是庄屋壱人非道の心よりして起れる難義の事也。扱村中の者共大に仰天して、「如何成事やらん。若彼死骸埋し事顕れしやらん。銘々身の一大事」とふるひわなき、(三十ウ)言句も出ず身をちめて居たりける。扱十式人の者共をば決断所へ引居壱人く呼出し申聞るるは、

「其方共へ御尋の義余の儀ならず。元高田村百性八助申出候は、其方共村方の仕置甚以非道に取捌、其上当月三日玉藻の社地にて手疵を負し死骸有し処、慈悲も差別もなく、其儘隠密に埋し由。上を恐れず我儘成取計致候段、重々不屈至極なり。少も偽らず白状致すべし。若偽を申に於ては、拷問すべきなり。如何返答せよ」と有し時、庄屋八右衛門(三十一才)申様は、「此事跡方もなき事共に御座候。元八助義は年々不納、其上其身横着成ものにて不断仕業等も仕らざる者に御座候。左様にては中々年々の不納溜り候上に御座候へば、いつを期御年貢御上納可仕も難計、再三催促仕候共一向埒明不申。其上いつ出来上納可仕も相知不申候。打捨候而も、村中の者共ケ様に不納仕候而も相濟事と存、おのづから村の作法も乱れ、又々末々御年貢等も滞可申哉と奉存候。止事を不得村中へのみせしめの為田地取上追出し申候。然共此後(三十一ウ)心改め出精稼申候心底にも相成候はゞ、又候村へ呼入田地をも相渡し候心底にて、異見の為に仕候処に、是を遺恨に含み有れぬ虚を申上候て上をおろそかに奉る事、不屈至極に奉存候。村中には其事夢々不奉存候事にて、昨日被仰付候事は偏に寐耳に水にて驚人候仕合に御座候」と誠にやかに申上ける。夫今年寄万右衛門を呼出し御尋有処に、是も、「八助其身不埒者にて追放に逢候事意趣に含み、夫故何がな当て意趣を晴さんとのたくみにて申上候事と奉存候。一向奉(三十二才)存ず候事」と申上る。夫五人組并頭百性などを段々呼出し吟味有所に、不残一向奉存らずと申候故、中々其事知れべき様もなかりしかば、役人、「ケ様成手ぬるき事にては中々白状有まじき」とて、夫より数日拷問に及しか共、庄屋を始め其外の者共迄一円白状もなかりしが、数日の責苦やつらかりけん、五人組の内万助と云物白状可致由申候に付、拷問を留書役向ふにひかへ、如何成事かと

松江藩士に関する実録『宝武実情記』(上) (田中則雄)

云出すと筆を持て待たりける。暫く有て万助申様、「縦此儘死る共申まじと奉存候(三十二ウ)候へ共、余りに苦痛絶へかね申上候。成程九月三日の夜切られしと相見へ玉藻権現の社地に侍の死骸有之よし、早々吟味の上片付候様にと神主方申来、夫故村中庄屋八右衛門を始め罷越見分の所、聞しに増りたる切られ様。何国如何成人かと所持の紙入等見申候得ば、少き錦の袋の内に所書有、出雲国笠の浦とやらんの浪人村本左源次と有たれ共、所も其書付にて存るも推量計なり。誠には其死骸刀疵計ならず矢も立、又そばにも拾本余りも落て御座候(三十三才)故、「是は必定浪人の身分にて斯有様は有間敷事。若此人国元にて悪事にてもなし人の妬を受、夫ゆへ此所に於て意趣切など、申事にて遠矢杯にて討れしものやらん。然ば国元へ通達し、若此人悪者にて切らる、程ならば、如何返答有らんも計難。然ば此事持扱なば如何様のもめ共成なん。当時はひつぱくの村困窮の基ともならんか。且は国主の御難と奉存。所詮此事も存候は村中計で外より知れ候事も有まじ。兎角隠密にて村中事無こそ能」と、庄や(三十三ウ)申候に付、其節も、「申上候而御捌受候はゞ可然」と申者有しか共、庄屋、「夫は事を仕出す云分」と申されし故、村中一同仕、則死骸は権現下谷間へ埋め申候」と一々申上ければ、「扱こそ」と数日の詮議事済たり。「急ぎ其者を案内にて先死骸を掘出し申べし」とて、徒目付兩人足軽三人人足拾人も、引草鞋に身を堅め、百助を案内として先にひかせてあゆみける。

(次号へ続く。)

付記

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰地域の文学・歴史関係資料の研究と活用に関するプロジェクト」(二〇一九～二一年度、代表・野本瑠美)、JSPS科研費一六K〇二四〇六「地方実録の生成に関する研究」の研究成果の一部である。

Jitsuroku regarding a samurai of Matsue Domain, “*Hobujitsujoki*”

TANAKA Norio
(Faculty of Law and Literature)

[Abstract]

“*Hobujitsujoki*” is a historical novel, *jitsuroku*, regarding vengeance by a samurai of Matsue Domain in 1760s. It has a feature as a modality of *jitsuroku* especially in the estimation of an incident and a character.

Keywords : *jitsuroku*, a historical novel, novels in Edo period